

関西電力株式会社高浜発電所

3号機用可動小型中性子束検出器の所在不明について

原子力規制室

平成17年10月31日

## 1. 事業所

関西電力株式会社 高浜発電所

## 2. 原子力施設

(1) 名称 高浜発電所3号機

(2) 主要仕様 核燃料物質使用施設(施行令16条の2非該当施設)

## 3. 発生日月

平成17年6月24日

## 4. 件名

高浜発電所3号機用可動小型中性子束検出器の所在不明について

## 5. 事象内容

年1回の核燃料物質実在庫確認を行っていたところ、16時頃、3号機用可動小型中性子束検出器(以下「M/D」という。)が、貯蔵場所である3、4号機ホット計器室内の3号機M/D保管庫に貯蔵されていないことを発見した。当該M/Dは不良品であり、保管廃棄するまでの間、貯蔵されていたものである。

本事象の原因は、核燃料物質を取り扱っていることの重要性に対する社員の認識不足、関連部署間における連携不足、不適切な不適合品管理(当該M/Dを不燃性廃棄物用ポリ袋に入れて3号機用M/D保管庫に貯蔵)、貯蔵状況確認に係る管理手順書の不備としている。

なお、事業所内外における放射性物質の影響はない。(表面線量当量率 0.05  $\mu$ Sv/h、ウラン全てを体内摂取した場合の線量 0.02mSv)

また、(株)関西電力は、当該事象について引き続き調査を行っていたが、10月5日、当該M/Dの発見には至らなかったこと及び特別な体制下での探査活動を終了する旨、当省に報告した。

## 6. 評価結果及び判断根拠(平成17年6月24日)

(1) 基準1: -

(判断根拠: 事業所外における放射性物質の影響はなく評価に関係しない)

(2) 基準2: -

(判断根拠: 事業所内における放射性物質の影響はなく評価に関係しない)

(3) 基準3: レベル1

判断根拠: 本事象における中性子束検出器の所在不明は、線源が壊変した場合の潜在的な所外及び所内への影響はなく、INES評価レベルは「該当せず」であるが、貯蔵と使用に対して厳密な管理が要求される密封線源の紛失であり、評価レベルを1つ挙げる付加的要因に該当する。  
従って、レベル1と判断される。

(4) 評価結果 暫定値

レベル1

[ 基準1: -、基準2: -、基準3: レベル1 ]